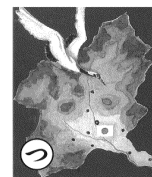




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年3月9日(金) 号外(第2号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第64号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年3月9日

群馬県知事 大澤 正 明

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (2) N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)イソブチルアミド(通称名4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)及びその塩類
- (3) N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド(通称名Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F)及びその塩類
- (4) N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン(通称名4-MMA-NBOMe)及びその塩類
- (5) 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン(通称名3C-P)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

平成30年3月10日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。